

## 納期限は次のとおりです

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日 (火)	8月31日 (金)	10月1日 (月)	10月31日 (水)	11月30日 (金)	12月28日 (金)	平成31年 1月31日 (木)	平成31年 2月28日 (木)

※第6期の口座引落は12月25日(火)です。

※特別徴収（年金天引き）の対象者は、納期限に関係なく年金からの天引きとなります。

## 平成30年度後期高齢者医療保険料について

平成30年度の後期高齢者医療保険料通知書は7月中旬に送付します。一年度（平成30年4月～平成31年3月）分の後期高齢者医療保険料を7月から翌年の2月にかけて、納付書、口座の方は8期に分けて納付いただきます。7月にお送りする決定通知書で、8期分の納付額をお知らせします。

## 納期限は次のとおりです

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日 (火)	8月31日 (金)	10月1日 (月)	10月31日 (水)	11月30日 (金)	平成31年 1月4日 (金)	平成31年 1月31日 (木)	平成31年 2月28日 (木)

※第6期の口座引落は12月25日(火)です。

※特別徴収（年金天引き）の対象者は、納期限に関係なく年金からの天引きとなります。

■問合せ先 国民健康保険課 ☎ 055(262)4111

# 笛吹市国民健康保険通信 ～みんなの国保を守るために～

## 国保税の軽減対象が拡充されます

国保税は所得に応じて、均等割額と平等割額が軽減されます。その対象となる所得の判定基準が以下のとおり変更されます。

### ○ 軽減判定所得（平成29年度）

7割軽減	前年の総所得金額が、33万円以下
5割軽減	前年の総所得金額が、33万円+ <b>(27万円)</b> ×被保険者数) 以下
2割軽減	前年の総所得金額が、33万円+ <b>(49万円)</b> ×被保険者数) 以下



### ○ 軽減判定所得（平成30年度）

7割軽減	前年の総所得金額が、33万円以下
5割軽減	前年の総所得金額が、33万円+ <b>(27万5千円)</b> ×被保険者数) 以下
2割軽減	前年の総所得金額が、33万円+ <b>(50万円)</b> ×被保険者数) 以下

※上記の被保険者数には、国保から後期高齢者医療に移行した方を含めます。

## 国保税の課税限度額が見直されます

課税限度額は高齢化の進展等による医療給付費の増加が見込まれる中で、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況を考慮し、医療給付費分の限度額を4万円引き上げる見直しを行います。

区 分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	変更前	変更後
					最高限度額	最高限度額
医療給付費分	7.00%	24.00%	25,300円	24,200円	<b>54万円</b>	<b>58万円</b>
後期高齢者支援金分	2.40%	6.00%	8,200円	7,400円	19万円	19万円
介護納付金分	1.50%	6.00%	9,000円	6,600円	16万円	16万円
計	10.90%	36.00%	42,500円	38,200円	<b>89万円</b>	<b>93万円</b>

## 平成30年度国民健康保険税について

平成30年度の国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付します。普通徴収の方は、平成30年4月～平成31年3月分の国民健康保険税を7月から翌年の2月にかけて、8期に分けて納付いただきます。詳しくは、7月にお送りする納税通知書をご確認ください。

